

随意契約理由書

件名	番町住宅28・30号棟エレベーター改修工事	
契約の相手方	三精テクノロジーズ(株)	
根拠法令	地方自治法施工令第167号の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は当該住宅に設置されているエレベーター(各棟に1台)について、可能な限り既設機器を再利用した上で、劣化した制御盤や駆動部の更新と、その動作と連動して機能する安全装置の追加を主とするものである。</p> <p>このため、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器と更新機器を一体的システムとして再構築し、追加する安全装置については制御プログラムに適合の上、機能させる必要がある。</p> <p>このように、本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係により改修を行うので、当該エレベーターの製造業者であり、かつ当該エレベーターの部品供給を行っている者でなければならない。よって、他の請負人では不可能である。</p> <p>[参考]1棟に1台設置のエレベーターを改修する場合、停止期間が長期化すると、1人暮らしの高齢者や長期病気療養者にとっては日常生活に大きな支障となる。2階以上の居住者は階段を昇降することになり、外出に制約がでることも想定されるため、居住者の精神的・身体的負担を軽減するよう既存部品の一部を再利用する工法を採用することで、24時間停止期間を大幅に短縮できる(28号棟:40日程度→13日程度、30号棟:40日程度→17日程度)。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局住宅建設課設備係	(電話番号078-595-6532)